宝達志水町商工業制度資金信用保証料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、石川県信用保証協会(以下「保証協会」という。)の保証を受けて石川県制度融資(以下「制度資金」という。)を借り受ける町内商工業者に対し、当該融資に係る保証料相当額を交付し、町内商工業者の経営安定と商工業の発展に資することを目的とする。

(補助金の対象者)

第2条 補助金の対象者は、町内に事業所を有する商工業者で、次の各号の要件を満たしている者とする。

（1） 保証協会の保証を受け、次に掲げる制度資金を借り受けた者

　　ア 地域商工業活性化融資

　　イ 経営革新等支援融資

　　ウ 事業転換支援融資

　　エ 創業者支援融資

　　オ 小口零細融資

　　カ 小口融資

　　キ 経営安定支援融資

　　ク 連鎖倒産防止・災害対策融資

（2） 町税等を完納している者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、制度資金を借り入れる際、保証協会に支払った保証料の額（借り換えについては、増額融資分における保証料の額）とし、50万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宝達志水町商工業制度資金信用保証料補助金交付申請書(様式第1号)及び宝達志水町商工業制度資金信用保証料補助金請求書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添付し、取扱金融機関の融資実行日から起算して1年以内に町長に提出しなければならない。

（1）保証協会が発行する信用保証書の写し

（2）保証協会が発行する保証料返戻通知書の写し(借り換えの場合に限る。)

（3）納税証明書

（4）誓約書兼同意書（様式第4号）

（5）その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは補助金の交付を決定し、宝達志水町商工業制度資金信用保証料補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第6条 申請者は、申請者が借り換え以外の制度資金の繰上げ償還による信用保証料の払戻金を受けたときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(補助金の返還)

第7条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付すべき補助金の全額若しくは一部を返還させることができるものとする。

（1）制度資金を目的外に使用したとき。

（2）第2条の要件を満たすことができなくなったとき。

（3）申請者の責に帰すべき事由により、要綱に違反したとき。

2 申請者が借り換え以外の制度資金の繰上げ償還による信用保証料の払戻金を受けたときは、町と協議のうえ返還額を定めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定めるものとする。

附　則

　（施行時期）

１　この告示は、令和２年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この告示の施行の日の前日までに、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じているために制度資金を借り受けた手続その他の行為は、この告示の規定によりなされたものと見なす。

様式第1号（第4条関係）

年　　月　　日

（あて先）宝達志水町長

（申請者）住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（業種：　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

宝達志水町商工業制度資金信用保証料補助金交付申請書

　宝達志水町商工業制度資金信用保証料補助金の交付を受けたいので、宝達志水町商工業制度資金信用保証料補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

補助金申請額　　　　　　　　　　円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 制度融資名 |  | | |
| 融資形態 | □　新　規　・　□借り換え | | |
| 融資金額 | 円（借り換えの場合は、増額借入額） | | |
| 融資実行日 | 年　　月　　日 | 返済方法 |  |
| 保証料率 | 年　　　　％ | 納入形態 | □一括・□分割 |
| 保証料支払額 | （ア）　　　　　　　円 | 保証料払戻額 | （イ）　　　　　　円 |
| 補助対象保証料 | 円（ア）－（イ） | | |
| 融資実行証明  　上記のとおり、石川県信用保証協会の信用保証により融資を実行し、信用保証料を受領したのことを証明します。  　　　　年　月　日  　　　　　　　　（取扱金融機関名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ | | | |

添付書類

１　石川県信用保証協会が発行する信用保証書の写し

２　石川県信用保証協会が発行する保証料払戻通知書の写し（借り換えの場合に限る）

３　納税証明書（法人にあっては法人分、個人事業主にあっては代表者個人分のもの）

４　誓約書兼同意書

様式第2号（第5条関係）

年　　月　　日

（申請者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　宝達志水町長

宝達志水町商工業制度資金信用保証料補助金交付決定通知書

　　年月日付で申請のあった宝達志水町商工業制度資金信用保証料補助金については、宝達志水町商工業制度資金信用保証料補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

１　補助金交付の対象

　　補助金交付の対象となる保証料は、　　年　月　日付で申請のあった石川県信用保証協会が行う信用保証によるものとし、その内容は申請書の記載のとおりとする。

２　補助金交付決定額

　　補助金の額　　　　　　　　　円

３　その他

　　この補助金については、宝達志水町商工業制度資金信用保証料補助金交付要綱の定めによるものとする。

様式第3号（第4条関係）

年　　月　　日

（あて先）宝達志水町長

（申請者）住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

宝達志水町商工業制度資金信用保証料補助金請求書

　　　年　月　日付　第　号で交付決定のあった宝達志水町商工業制度資金信用保証料補助金について、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額　　　　　　　　　　　　円

　　　　【振込先】

|  |  |
| --- | --- |
| ﾌﾘｶﾞﾅ  口座名義人 |  |
|  |
| 金融機関名 | 銀行・金庫 本(支)店  農協 本　所 |
| 口座の種類 | 普通　・　当座 |
| 口座番号 |  |

※取扱金融機関：北國銀行、北陸銀行、のと共栄信用金庫、興能信用金庫、

はくい農業協同組合の各本支店（所）

様式第4号（第4条関係）

誓約書兼同意書

　私は、宝達志水町商工業制度資金信用保証料補助金を申請するにあたり、下記の事項について誓約・同意いたします。

記

１　現在、町税等に滞納はありません。また、町税等の納付状況を調査されても異議申し立てはいたしません。

２　借り換え以外の制度資金の繰上げ償還による信用保証料の払戻金を受けたときは、町に報告いたします。

３　交付申請及び決定の内容、これに付した条件またはこの要綱に違反したときは、受領した補助金は返還いたします。

年　　月　　日

宝達志水町長　様

（申請者）住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　㊞